

○宮崎県環境保全基金条例

平成2年3月17日条例第5号  
改正

平成14年3月27日条例第4号  
平成21年10月9日条例第43号

宮崎県環境保全基金条例をここに公布する。

宮崎県環境保全基金条例

(設置)

第1条 宮崎県における環境の保全を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、宮崎県における環境の保全に要する経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、宮崎県における環境の保全に要する経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月9日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。